

規範性と実在性

高橋 久一郎

前回、ちょうど10年前、この場に立ったとき、「真理と生の技法の探求」というタイトルで「応用倫理学」の話をしたと思っていたのですが、『哲学の探求』第30号を見ると、「(応用)倫理学」をどのような営みと考えるかを語り、倫理学における実在論の問題にも触れています。相変わらず同じようなことを考えていることになります。今回は、道徳的・倫理的事実・性質の実在性の問題について、規範性という観点から、私のスタンスと現状のマップ、そして(見込みは立たないのですが)方向性をスケッチしたいと思います¹。

私のスタンス

哲学と倫理学に関する私のスタンスについて幾つか箇条書きにします。

- 1) 全体としての哲学的な立場としては、私はある種の「そのまま主義(quietism)」に立ちます²。つまり、哲学はわれわれの常識的な考え方、あるいはむしろ、語り方に大きな修正をせまらない。例えば、常識は、「この世界は5分前に生じた」といった主張を受け入れはしないが、それは、こうした主張を受け入れるとすれば、「時間」や「世界」についての考え方について大きな修正をすることになるからです(これは、初期のPutnamには、単なる「居直り」と見えるかもしれません)。
- 2) 道徳的な問題の身分に関する常識は、必ずしも実在論的ではない。この点は、かなり重要な論点であると考えています。というのも、倫理学者たちの世界ではむしろ実在論がデフォルトであるように思われるからです。だから、前世紀前半の、何人かの倫理学者による非実在論的な立場の表明は、むしろ特異なことでした³。

他方、自然科学に関しては、われわれの常識は実在論的ですが、現場の自然科学者が「実在論者」であるかどうかはかなり疑問です。むしろブ

- ラグマティズムとされるような立場で動いている。だからこそ、科学の哲学において「反実在論」は、かなり強い主張としてあり続けています。
- 3) 倫理学における存在論的立場としては、反自然主義的・非還元主義的(直観主義的)実在論と(疑似実在論的)表出主義が最も重要な対立軸です。今のところ私には、自然主義的実在論は、かなり修正主義的な主張であると思われ、当面のオプションとはなりません。
 - 4) 前回の「生の技法」としての倫理学という考え方を繰り返すことになりませんが、全体としての「倫理」という営みは、アリストテレスの言葉を借りれば、「われわれにとっての善い生」の「認識ではなく実践である(1195a5-6)」こと、そうした「善い生」のあり方についての「倫理学」的な探求のもとに、「強制」はしないとしても「推奨」しあい、さらに問い論ずることであると考えています。

第一節 実在論 (REALISM)

倫理学における実在論とはどのような主張でしょうか？さまざまな要件が論じられていますが、ここでは立場を分かち代表的な論点を箇条書きし、あわせて対比される立場を確認しておきましょう⁴。

- 1) 倫理的主張は真か偽のいずれかである：この、いわゆる「意味論的基準」を満たすことが、3)とあわせて、その立場が実在論であるための最低の要件とされる。←→非認知主義(表出主義(Blackburn(1998), Gibbard, Timmons)). 非認知主義によると、倫理的主張は、その主張が世界のあり方に対応しているかどうかという(記述的な)真偽が問題となる信念ではなく、世界のあり方についての評価的(evaluative)な、あるいは意欲的(conative)な態度を表明するものである。
- 2) 倫理的主張は倫理的な存在や性質に関わる事実を述べようとしている：いわゆる「存在論的基準」である。この要件を満たせば、「記述主義」に立つことになる。この意味での実在論には、極端な主観主義も含まれる。←→非記述主義(また、ある種のプラグマティズム(Putnam))。
- 3) 実際、ある倫理的主張は真である：通常、この要件を満たせば、その立

- 場は実在論とされる。←→錯誤理論(Mackie(1977), Joyce), ニヒリズム。
- 4) 倫理的事実は、個人的であれ社会的であれ、われわれの事実的な信念・態度・実践から、少なくともその直接的な帰結としてあるのではなく、独立に成立している。制度的な事実は、こうした事実とされる：いわゆる「形而上学的基準」である⁵。←→主観主義(Smith)・相対主義。
 - 5) 倫理的事実は、個人的であれ社会的であれ、われわれの事実的な信念・態度・実践とは独立に成立している。この基準を「自然主義に関わる基準」と呼んでおきたい。ここまでの反実在論・実在論は、いずれも「自然主義」であるからである⁶。←→構成主義⁷。
 - 6) 倫理的事実は、 sui generis な事実である。非自然主義的で頑健な実在論(robust realism)←→自然主義。

哲学的な立場としては6)がやはり最も有力でしょう。幾つかの論点が挙げられます⁸。例えば、FritzPatrickは、a) 評価・規範的在り方の非還元性、b) 倫理の非相対性、c) 倫理の自律性、d) 道徳的要求の定言性などを挙げていますが、最も根本的なのは、規範性の還元不可能性という論点でしょう。

私の立ち位置は、「自然主義」的な表出主義的「反実在論」である Blackburn(1998)に代表されるような「疑似実在論」にあります。この立場が維持できなければ、まさに対極にある頑健な実在論を受け入れることになります⁹。他の立場を何故取らないのか？ いわゆる「構成主義」は、自然主義的に構想される限り、Streetの議論にもかかわらず、ぎりぎりのところでは「発見法」でしかなく、また、いわゆる「自然主義的実在論」は、還元主義を取らない限り、「神秘的である」ことにかけては、頑健な実在論と「どっちもどっちである」と考えるからです¹⁰。

第二節 規範性(NORMATIVITY)

しかし、こうした議論において問題にされる規範性とは何なのでしょう？ 規範性とは、一般的に言えば、1) 判断や信念、主張や言明の持つ性質の一つであり、2) ミニマリストの意味であれ、真偽や正誤のありうるようなことであり、したがって、3) 概念的な把握が問題にならないところでは生じないことがある、とされるように思われます。こうした規範性について、幾つかの視点か

ら論点を整理しておきましょう。

1) 規範性は何に関して語られているか？

「規範性」ということで直ちに思い浮かぶのは、〈「である」と「べし」〉、〈事実と価値〉、〈記述と評価〉、あるいは〈事実判断と価値判断〉といった対比のうちの後者、つまり、「べし」や「責務」、「善」や「価値」といったいわゆる狭い意味での「道徳」に関わることがら、そして、美学なども含めた広い意味での「倫理」に関わることがらでしょう。しかしそれだけではない。ある意味では認識論にも関わっています。では、どこまで広範囲のことに関わるのでしょうか？

知識と信念、そして思考 「基本素粒子が5種類ある」とか「太陽が東から上りに西に沈む」といったことは、普通は、規範性に関わることは考えられてはいません。あるいはまた、「焼けた鉄板の上に猫をのせることは悪い」といったことは規範性に関わることだが、「焼けた鉄板の上に猫をのせることはありふれたことではない」はそうではないとされます。つまり、繰り返しになるが、われわれが持つ信念とか判断といったことのうち、価値評価に関わることがらだけが規範的なこととされているわけです。しかし、記述や事実判断とされることも、「正当化」「合理性」といったことと関わっており、規範性は問題となります。

われわれが考えていることの中で、「知識」とは「真でないことがありえない」ことですから、そのことによって「真であることが正当化できる」という、一般的な、そしてその内容によっては、極めて厳しい規範的条件に服します。しかし、「偽でもありうる」信念も、「真であること」は信念であることの「あるべき機能」「目的」であるよう思われます。われわれは偽である信念ではなく、真である信念を抱くべきであり、その意味で、信念は「真であるべきである」という規範性のもとにあります。確かに、信念とは区別される「思い巡らすこと(entertain)」や「空想」といったことは、こうした規範性を免れているように見える。そもそも「真であること」をその機能とはしていないようにも思われるからです¹¹。しかし、「思い巡らすこと」や「空想」についても、「矛盾している」ことや「荒唐無稽である」ことは、多くの場合、少なくとも美德ではありません。その程度には整合的であることが求められているように思われます¹²。

欲求と意図 「意図」に関しては、そのあり方に関する規範性は明らかでしよ

う¹³。しかし、「欲求」については、規範性と関わりが深いと考えられながら、倫理の規範性の「基礎」とはならないとされ、さらには、その規範性をそもそも否定する議論があります。例えば、欲求については、「同時に実現できないことを欲求する」ことが排除されないからです。しかし、欲求についても、何らかの「善」との「概念的」関係が、否定される場合でも問題にされるし、あるいはまた、「満たされること」「実現すること」が「目的」であると考えられています。

あるいは、「願望」については、その「実現」は目的とされていないし、「両立」も問題とはならないと言えるかもしれません。「願望」や、(それに基づく)「空想」の場合、われわれは、通常、その「実現(可能性)」や「真偽」を問題にはしない。たしかに、「空を自由に飛びたいな」と願望することは、実現不可能であることが分かっている限り、何ら問題ではない。とはいえ、そうした可能性がある場合との違いは微妙であり、そのコンテキストでは、合理的であることが求められ、その限りで規範性に従う余地を残しています。

痛みや感覚 しかしながら、あるいは、「痛み」のようなことがらには、規範性は関わらないと論ずることは他の場合に比べて、さらにもっともらしいことであるように思われます。というのも、「痛んでいない痛み」はないように思われるからです。たしかに、そもそも「痛んでいない痛み」がありえないのであれば、そこに「真(偽)」はない。しかし、このもっともらしさは、次のような痛みの特徴によると思われます。つまり、規範性という問題は、典型的には、それが問題となる心的出来事が、その出来事自身とは異なった何かについての「事実であること」や「実現すること」を「目的」「機能」としている場合に生じるのに対して、痛みの場合は、そのような何かについての出来事ではないように思われることです。痛みの経験は、確かに主観的にしか経験できないことですが、そのようなことがらではあっても、ある意味で客観的に存在することとして語ることは、「痛み」を「そこにある何か」について語る志向的なコンテキストに置くこととなります。翻って、「真(偽)であること」「実現されること」を問題とする場面では、痛みの真偽ということが何らかの仕方で論じられるように思われます。つまり、規範性は、志向性、そして真偽が問題となるところでは、常に問題となりうることとなります。

さて、こうした規範性が関わる事柄の広さから確認すべきことは、道徳や倫

理において極めて自然に思われる「価値」、善(good)や正(right)が規範性の核であると予め思い込まないことです。では何に核をおくべきでしょうか？ 先取りして言えば、「理由に応じること」が規範性の核をなしていると考えます。

規範性を語る言葉について別の視点から整理することで、「理由」への注目が奇異なことではないことを確認しましょう。

II) 規範性はどのようなこととして考えられているか？

規範性についての議論は、上に見たようなことがらに関わる、規範的な「性質」と規範的な「概念」についての議論です¹⁴。問題は、(ルーズな言い方をしますが)この概念に関わる「性質」とは何かです。この点を考えるために、もう少し規範性についての考え方(conception)について、1)規範性の源、2)規範性の「担い手」、そして3)規範性の本性についての論点を念頭におきながら¹⁵、排他的ではなく部分的には重なり、また必ずしも明確に分節され網羅的であるわけではありませんが、主に Parfit の分類を主な手がかりとし見ておきましょう。

1) 基準・標準を設定するものとしての規範性

この考え方は、「規範(norm)」という言葉の語源にまで遡る見方です。例えば、「メートル原器」「標準身長」、さらには、「買い物リスト」「等級選別装置」といった事例にもある規範性であり、基準を満たすか満たさないかによってことらを区別する基準にポイントをおいています。この意味での「規範性」は、さらには、概念一般の「適用」の問題、つまり、いわゆる「意味の理解」の場面まで、スムーズに一般化されるように思われます。また、こうした概念の理解に関わる規範性の問題は、Kripke が問題にしたように、規範性を事実的なこととされる「傾向性」として理解するような自然主義の是非の問題ともなります。

さらに、この意味での規範性は、「固有の機能」といった考え方とも自然に繋がる論点です。つまり、規範の問題とは、あるものであることの基準がそのものの「機能」、とりわけ「固有の機能」を果たしているかどうかという問題になります。それを果たすならば「よい」と論じられ、何らかの「機能不全」がある場合には「わるい」こととなります。ここでは、規範性の問題は「規範的な種」の問題に帰着します。「冷蔵庫」という「規範的な種」があるならばその「固有の機能」を果たしているかどうか、「人間」という「規範的な種」があるならばその「固有の機

能」を果たしているかどうか、「知識」という「規範的な種」があるならばその「固有の機能」を果たしているかどうかについての基準の問題になるわけです。

逆に言えば、「固有の機能」が論じられ、特定される「規範的な種」とそうでない種が、1) ことがらとして区別されているのか、それとも、2) われわれの「関心」によって定まるに過ぎないのか、そして、そもそも、そうした「規範的な種」などが考えられるかが問題となります。

この意味での「規範性」は、以下に見る「適切である」とか「正しい」といった判断と言葉遣いの核にあります。 「対応付け」の範囲にとどまる限り、ある意味では、「記述的」なことであるともいえるでしょう。 Anscombe が注意したように、「買い物リスト」は、「買う(べき)もののリスト」でもあれば「買ったもののリスト」でもありえます。 規範性は、それが規範性と呼ばれるに値する為には、それによって、考えること・行うこと・感ずることなどに関して、単に区別するだけでなく、導くのでなければならぬと思われるでしょう。

2) 行為を指導する規則や権威、あるいは命令のように、行為に対する 何らかの縛りとしての規範性

この見方は、基準や標準と深く関わるが、典型的には、「許される」とか「許されない」、また「正しい」とか「不正である」といったことを問題にする「ゲームの規則」や「(規範)文法」、さらには「刑法」などに示されています。 人間の活動について一般的な言明を行うことは、明示的に規範として述べられてはいないとしても、単なる記述ではありえず、その言明が普遍性を要求するならば、結果として規範として機能することになるからです。 この意味での規範性は、われわれが「規範性」ということに込めている「すべきである(ought)」こと、「規範的要求(normative requirement)」を指示し、実現する働きに着目するものです。

例えば、「ゲームに負けないためには、ビショップをそこに動かさなければならない」といった言明を考えてみましょう。 何らかの「行為」について、そこに、何らかの「縛りがある」と理解されているときに、あるいは、意味を理解しているかどうか、公共的に判定されると考えられるときに、われわれは、単に(主観的な)「意味の理解」にはとどまらない何らかの規範が成立し、そして、そうした規範が「そのように振る舞う縛りとなっている」と考えています。 このことから、「規範とは、その資格ある者の指令である」とされることとなります。 あるいは

また、「規範性とは、理性の働きの外にある何かを支えているのではなく、実践的推論における手続き的な働きそのものがもたらす」何かとして機能すると論じられることとなります(Korsgaard)。

このような機能は、そうしたあり方を推奨や賞賛し、あるいはまた反対の「態度」をとることと密接に結びついています。

3) 行為を推奨し動機づける態度に関わることとしての規範性

これは、規範に関わる者に、その「基準」や「規則」にしたがって振る舞うように「推奨する」ことや「動機づける」何らかの「力」に規範性の核を見る見方です。「推奨する」ことは、それに賛意という「態度」を示すことです。こうしたあり方に注目する立場は、「表出主義(expressivism)」とされ、現代における反実在論の代表的な形態となります。もちろん、記述的な内容を持っていることを排除しないから、ある種の「(記述との)統一表出主義(ecumenical expressivism)」や「実在論表出主義(realist-espressivism)」として論じられることもあります。

動機づけるものとしては、典型的には、「目的」に関わる欲求が挙げられるでしょう。「ゲームに勝つ(という目的・よさのため)、ビショップをそこに動かす」。こうした見方からは、規範性は、目的との道具的な関係の実現を支えることにあることとなります。つまり、規範性を「動機判断内在主義(motivational judgment internalism)」が語るような、「よい・すべきと判断したらそのように動機づけられる」ような「傾向性」にあると考えることになるわけです。ある種の「傾向性」は、確かに事実と規範の交錯するところにあります。いわゆる「徳倫理」においては、規範性は、単に規則や命令に従うことではなく、その理想的なあり方においては、まさに自ずからなる傾向性の発揮に示されるからです。

こうした傾向性に関わる欲求や態度が規範性を成立させる根拠や本質であるとは思いませんが、規範性に「注意を向ける」、「重要なことと考える」ためには不可欠です。「規範性が何ら動機づけることがないならば権威でも(理由でも)ありえない」と考える Korsgaard や、規範を受容(accept)することとしての planning(intention)に規範性のポイントをおく Gibbard は、心理的コミットメントとしての行為を動機づける「理由」に着目します。行為主体が「大事なことだ」と思われなければならないからです。ここで「理由」という見方が登場します。

4) 理由としての規範

2) や3)の立場は、Parfitなどからは、規範性の本質と規範の権威(normative authority)や動機づけの力(motivational force)を混同していると批判されます。Parfitは、「善(悪)」や「正(不正)」,そして「真(偽)」に関わる規範性は、その発言を「支持する」理由に関する問題であると考えているからです。つまり、規則や動機や態度や命令、さらには判断において、「それらのことがらが規範的であるのは、それらがそのようであることに理由があるからである」というのが最も基本的なことであると考えているわけです¹⁶。

規範性の眼目を「理由」に見ることは批判もある(Copp)が、私は、基本的には正しいと考えています。私もまた、規範性は、それが「理由である」ということにおいて「成立する」と考えます¹⁷。

III) 倫理や道徳における規範性には何か特別なことがあるのか？

道徳の規範性は、少なくとも「べし」として提示される規範性は、行為者にとって権威的であるとされてきました。規範性を「神の命令」や「主権者」といったことと結びつける考え方の背景にあったのは、こうした権威性です。道徳的な規範性が特殊なものと思われるのも、この種の規範は、行為者の態度とは独立に、行為者の動機づけや縛るような特別なあり方をしていると思われるからです。しかし、「理由は、それが権威であるならば、その規範に関わる行為者の欲求やその他の動機づけ態度とは独立である」と考えることもできます(Hampton)。道徳における規範は、理由があることによって、エチケットと区別されるのです¹⁸。

倫理や道徳の規範性には、エチケットの規範性だけでなく、論理や数学の規範性とも異なったところがあるように思われてきました。倫理や道徳の規範性は、これらの規範性とどのように異なるのでしょうか？「規範性」にはグレードがあり、そうしたグレードにおいて異なるということになるのでしょうか？例えば、Coppは三つのグレードの可能性を指摘し、検討の上で最終的には否定しています。すなわち、Coppは、まず 1) 一般的 generic 道徳以外の領域にも成立する規範性 2) 動機的 motivational 行為を決定し動機づける規範性 3) 権威的 authoritative なすべき行為の決定において優先する規範性を区別します。その上

で、自然主義的な、そして規範性に関する「標準」に基礎をおいた構成主義的な立場から、道徳的な規範性は 3) を求めてはおらず、また、自らの立場は 2) を説明できるが、これまた道徳の規範性として不可欠ではないと論ずるのです。

私もまた、規範性にこのような「グレイド」の違いがあるとは思いません。つまり、倫理や道徳においてのみ特殊な規範性があるとは思わない。しかし、動機づけとの結びつきという点で、倫理や道徳における規範性のあり方は、やはりかなり特異であるように思っています。

もちろん、事実をどのような概念のもとに見るかは大きな問題です。例えば、「セクハラ」という概念のもとに事実を見ることがなかったときには、(ある意味では)「セクハラ」という事実はなかった。「セクハラ」という概念とその例が提示されてからも、しばらくのあいだ男たちは理解できなかった。こうした概念による把握は、McDowell にならってカント風に言えば、単なる経験の「受動性」によるのではなく、同時に働いている「自発性」の所産となりましょう。そうであればこそ、ここでは、「他者との共同性」も不可欠であることになります。われわれの規範的な判断は対話・議論・批判の過程で鍛えられます。このことは、他の判断についても同じです。違いは、先に、「ある意味で」と付加しながら述べた「セクハラ」という事実はなかった」という言い方が、可能であるだけでなく自然であるような概念的把握が可能であることにあります。こうした判断は、「われわれと独立に予めそこにあった」とも「われわれが恣意的に作りだした」というのでもない、その概念的把握によって初めて成立するような事柄であり、倫理的な規範性の多くは、こうした事象であると、私は考えています。

第三節 理由 (REASON)

規範性の問題との関わりで「理由」という概念が注目されたのは、比較的最近のことです。この動きに関しては法哲学者の Raz の 1970 年代からの仕事「先駆け」です。理由への着目は、「行為の理由」についての議論に発しています。行為の理由は、心理学的な「信念や欲求」、とりわけ「欲求」であるのか、それとも、その「内容」、さらには「事実」なのかという問いでした。行為の理由を、「動機づけ」を核にして考えるか、「正当化」を核にして考えるかという問題であったとい

ってもよいでしょう。理想的には、両者が一致してくれればいいのですが、必ずしもそうではないように思われます¹⁹。

さて、理由という概念は、ある意味では、多義的、あるいは曖昧な概念です (Raz, Parfitt)。理由という概念は、関連し合っているが、少なくとも以下の三つの意味で語られているように思われます。

- i) いわゆる「理性」という「心の能力の働き」
- ii) 原理や規則を行使し適用する「働き」
- iii) ある種の信念や行為に「味方する (in favor of)」考慮点 (considerations)

Raz らが注目したのは、この「味方する」考慮点としての理由です。もちろん、「味方する」ということは、実在論者にとっては、関係を考慮する人の態度についてのことではありません。理由とされる事実は、理由であるという在り方をしてることによって、それ自体として問題の規範的判断に味方する。そして、理由とされる事実が理由であるあり方についてはさまざまであっても、「理由であるということ」は還元不可能な関係であるとされます。

「規範的な事実」が、究極的には何らかの「規範的ではない事実」に還元されるならば、つまり、何らかの還元主義的な実在論が成立するならば、規範的な事実の身分についての議論は生じなかつたはずで、動機づけの問題に関しては、別立てで対応すればよい。あるいは、還元はできなくとも、「それ以外ではない (nothing but)」という関係で結ばれているならば、それなりに自然主義的に理解できるはずで²⁰。しかし、頑健な実在論(と表出主義)はそれを否定します。

「理由関係」が規範性の核にあると語ることの意義については、「還元的な分析」ではないとしても、何らかの「解明」が求められるでしょう。Scanlon によって明示的に提出された古い歴史を持つ「価値」についての「転嫁 (buck passing)」論を、そうした架橋の試みの一つとして理解することができます。転嫁論は、「何らかのものが善いとは、そのものに対して何らかの肯定的な態度を取ることを支持する何らかの理由 (favouring reason) があることである」という(先送りの)分析枠組みを採用します。評価的な価値概念を規範的な理由概念によって説明し、さらに、その理由を、問題となっている事象の評価的ではない事実にある

とすることになります²¹。

この分析において注目すべきは、1)「善いということ」が、「支持する理由」にさらに何らかの「理由」を付加するわけではないこと、にもかかわらず、2)還元や定義を目指すものではないことです。「焼けた鉄板の上に猫を乗せることは悪い」といった文は「規範的事実」を述べているとされます。こうした、いわゆる「規範的事実」は、そうした事実があるならば、「焼けた鉄板の上に猫を乗せるべきではない」といった規範、そして「焼けた鉄板の上に猫を乗せない」といった行為の理由となるように思われます。そして、こうした「規範的事実」が規範や行為の理由となることは、それらがさらに、例えば、「焼けた鉄板の上に乗せられた猫は苦しむ」といった(微妙ではあるが必ずしも)「規範的である」とは言えない事実に支えられている²²。規範性は、規範的ではない事実を「理由」として、規範的ではない事実に基づく(consequential on)、根を下ろす(anchor on)、あるいは依存する(depend on)と考えることになります。これは「理由であること」をさらにより基本的な何かに還元しているわけではありません。「理由であること」は、それ自体としては「規範的でない事実」と「規範的な事実」との間に成立する原初的な関係であるとされるのです。理由とは、繰り返しになります、そのように評価することに「味方する(favour)」考慮点であることになります。

しかし、どのような「規範的ではない事実」がどのような「規範的な事実」に、どのように「味方する」のでしょうか²³？「焼けた鉄板の上に乗せられた猫が苦しむ」ことは「焼けた鉄板の上に猫を乗せることは悪い」ことだけでなく、「焼けた鉄板の上に猫を乗せるのは悪いことではない」ことにも「味方する」ことができるように思われます。しかし、「焼けた鉄板の上に猫を乗せることは悪い」ことは、「焼けた鉄板の上に猫を乗せるべきである」ではなく、「焼けた鉄板の上に猫を乗せるべきではない」ことだけに「味方する」ように思われます。つまり、いわゆるヒューム原則「*「である」は「べし」を導かない*」、あるいはムーア原則「*善は自然的性質には還元されない*」が成立すると考えられてきたからです。

少し論点を戻しましょう。Mooreは、還元を否定しましたが「付随性(supervenience)」ということは認めました²⁴。付随性という関係は、もともとは、それ自体としては弱い関係です。問題となっている二種類の事実がカテゴリー的に異なるならば、それだけでは隙間をうめることはできない、むしろ、うめ

ないままに関係を語ろうとする仕組みでした。しかし、頑健な実在論によれば、「規範的な事実」と「規範的ではない事実」との間に、付随性を、しかも強い付随関係が認められつつ、それでも何らかの「隙間」があることとなります²⁵。この隙間を実質的に架橋する道があるのでしょうか？付随性を前提し、さらに「規範的な事実」と「規範的ではない事実」との間に何らかの関係があるとするならば、「ある事実を、何らかの「規範的な事実」と「する (make)」のは何らかの「規範的ではない事実」である」と語ることに問題はないでしょう。また、その事実を、そうした「規範的な事実」とするのは、その規範的な事実が付随する「規範的ではない事実」のすべてではなく、何らかの部分であると考えることにも、その部分のゆえに規範的なあり方が異なることになるとすれば、おそらく問題はないでしょう。もちろん、この部分は、例えば、Dancyのような全体論者にして個別主義者であるならば、かつて因果性について Mackie (1974) が論じたような INUS 条件 (Insufficient but Necessary part of Unnecessary but Sufficient set of conditions) と類似したあり方をなすだけでなく、そもそも規則としてコード化することはできないと論ずることになるかもしれません。われわれは、通常は、こうした条件の中からコンテキストに応じて、いわばプラグマティックに、何らかの事実を「理由」として提示することになります。

さて、私は今、「規範的な事実」と「規範的ではない事実」との関係について、「する (make)」という、そこに、いわば因果関係があることを示唆するような言い方をしました。しかし、この関係は、いわゆる因果関係ではないでしょう。因果関係であるとするれば、「規範的な事実」とされていることは再び、*sui generis* な何かではなく、何らかの「規範的ではない事実」でもあるのでなければならないように思われます。また、さまざまな倫理原則間の関係については、ある種の論証的な関係の成立が求められるとしても、いわゆる数学におけるような論証関係でもないでしょう。さらにはまた、物理理論において語られるような現象と理論のような「証拠関係」でもないでしょう。確かに、「証拠関係」はすでに概念的な関係であるし、場合によっては「阻却可能」であるという点でも、倫理において成立する理由関係として申し分ないともいえます。だからこそ、Harman が描いて見せているように、有力な立場としての「自然主義」が生ずることになるわけです。しかし、単なる証拠関係が、それだけで、どうして「カテゴリーカル」

に異なったレベルにある事実を理由づけ「正当化」できるのでしょうか。

二元論的な枠組みが「常識」であった時期における心身問題においてもそうであったように、問題は、「カテゴリーカル」に異なっていると思われる領域の間の関係を、どのように語るかという問題です²⁶。心身問題においては、強い付随性から出発して「トークン同一性」を「挺子」にして²⁷、最小限の「一致」を語ることになった。物理学や数学においては、生き物がそれに関わる限り、経験的な探求による「収束 (convergence)」という形であれ、アプリアリな「論証」という形であれ、この世界において「一致」することになるように思われます。しかし、倫理においては、ある生き物が、概念的な能力を持ってはいても、われわれとは極めて異なった環境にあり、身体のタイプにおいても異なっているならば、その生き物は、われわれとは別の概念によってことがらを把握し、われわれとの間に根本的に不一致を残すということがあってもおかしくはないように思われます²⁸。ある種の「相対主義」に立つことになるからです。

実は、私は、われわれの中での、いわゆる「相対主義」には立ちませんから、反実在論にとどまるとすれば、われわれのような身体を持った生き物においても不一致が解決できないことがあると論じなければならないこととなります。しかし、そうしたことを一般的に示すことはできないとも考えています。それどころか、むしろ多くの場合、規範的なことについても一致しようとも思っています。論争状況は、したがって、反実在論者は、個々の不一致について、仮に一致した場合には、実在的な真理を認識したからではなく、通常は「合意」したからだと論ずることになるが、実在論者は、不一致に留まる場合には、まだ実在的な真理が認識されていないのだと論ずることになるというあり方をしています。この状況は、ある意味では、反実在論者にとって不利な状況です。つまり、真理であること以外の「合意」の「理由」を何らかあげてみせなければならないからです。しかし、あげられる理由は、一致を保証してはいない。保証できるならば実在論に立てばよかった。しかし、他方では、実在論者にとっても、決して好都合なばかりであるわけではありません。規範的でない事実(に付随するとしても)「還元されない」何らかの独自の存在者の不可欠性にコミットすることに頑健な実在論の論点はあったからです。怪しげな「神秘的直観」に訴えない限り、Mackie(1977)の論じたように規範的な性質、あるいは「規範的な事実」の

認識は不可能に思われます。これは厳しい対立のように見えますが、互いに自らの土俵において「解釈し直す」ことが可能です。つまり、実質的な対立にはなっておらず、問題となる事実は「場所ふさぎ(place holder)」でしかない可能性があります。合意はRawlsの論じたような「反省的均衡」を核とするような「直観」、つまり、規範的ではない事実をも含んだ全体的な事実との整合性といったことによるように思われるからです。私は、それが真相ではないかと思っています。「収束」への实在論の確信を支えているのは、「事実」という「担保」ですが、実質的に働いているのは、具体的な探求です。議論を含めた歴史的な展開が一致することは、その中身を充実させることになりませんが、そのように「一致する」ことが、予め「決まっていた」のでも、恣意的に「決めた」のでもなく、ただ、そのように「決まった」だけであるという立場です。具体的な理由が、こうした状況において、「決まる」ことに貢献することになります。

こうした帰結を拒否する、あるいは、实在論の論点を際だてる一つの可能な立場があります。心身問題における、いわゆる「ハードプロブレム」との関わりでChalmersが論じたような、その現象に関して「原理的に下位レベルの真理からは概念的にも形而上学的にも導けないような真理」が、「すでに成立している」とする「強い創発性(strong emergence)」を認める道です。こうした立場は、倫理や道徳についての非常に基本的な原理とされるようなことならについては、ありえないことではないように思われます。具体的な例は挙げにくいのですが、例えば、「生きていることはよい」とか、「正しい制度はよい」といった「原理」です。これらは、ある意味でアприオリな、つまり、たしかにわれわれのような生き物が「正しさ」や「制度」といった概念あるいは、その対応概念を使って理解をしているならば、どの世界でも成立しそうだが、それでも偶然的な、実質はないが、われわれの思考のあり方の制約として機能するような「原理」です。実際、ParfitやPeacockeの立場は、こうした立場ではないかと思われます。

しかし、確かに、こうした原理は、アприオリに真な原理と言えなくはないでしょうが、倫理的に問題となるのは、プラトン以来、一般に「不正な行為は悪い」かどうかではなく(当然悪い)、具体的な「この行為が悪い」かどうかです。こうした枠組みの中で、事実が「理由」となる。倫理はよく生きる技法であり、その中身は、具体的な事実に基づくことになります。

註

1. 『予稿』では「感覚」という表現をしましたが、以下に記すような私のスタンスは、「直感」でしかなく、實在論者の Platts が錯誤論者の Mackie (1977) に示したような「苛立ち」を實在論者が抱くように煽るものでしかないかもしれません。なお、複数の著作に言及する場合以外は人名だけとし、また人名については、19 世紀までの人名はカタカナ表記にしています。
2. 「修正主義 (revisionism)」と対比される立場を示すものとして語られますが、もともとのキリスト教の文脈での「キエティズム」は、「静寂主義」という訳語にも表れているように、議論を放棄するある種の「神秘主義」であり、主張的にはほぼ「異端」です。
3. 倫理的な真理は単にそれぞれの個人が「そう思うこと」ではありえないと多くの人は考えているでしょう。私もそう考えています。もちろん、倫理的な真理は、そうした個人の「主観的な真理」以外ではありえないと主張する哲学的立場もあります。そうした立場は、意外と「しぶとい」。単に「しぶとい」だけでなく、決定的には論駁できない。しかし、ここでは、そうした立場については無視します。
4. Sayre-McCord, Miller, A., Finlay, Miller, C., FitzPatrick らの整理を、さらにやや強引に纏めたものです。
5. 「存在論的基準」と「形而上学的基準」は、Finlay にしたがって、存在するとされる倫理的存在や性質が主体の態度からどれほど独立であるか否かにより区別しています。独立性の強さの差によって、4)5) が分かれることになります。
6. 残念なことに「自然」についての誰もが同意できる理解はない。認識論的な観点から「経験的な探求の対象である」と特徴づけるのは、なかなかいい線を行っていると思います。異論もあるでしょう。いずれにせよ、アリストテレスにまで遡る「第二の自然」を語る McDowell らの立場は、この範囲での自然主義にはおさまらない。こうした立場も「自然主義」と言うならば、ほぼすべての立場が自然主義ということになるでしょう。私は、McDowell らの立場と Blackburn らの立場は、自然主義的實在論にはおさまらない規範性についての考え方として、ほとんど「コインの裏表」であると思っています。
7. 個々の個人から出発しながら、「個々の人間」を「超越」しないで、何らか「客観的」あるいは「間主観的」なことがらの成立を論ずる「理想的な観察者 (ideal observer)」論もある。洗練された形態としては、Smith を挙げられるでしょう。ただし、こうした「理想化」という手立ては、「構成主義的」な立場に見えながら、実は、いわゆる「発見法」でしかない場合が多いように思います。また、「傾向性理論 (dispositional theory)」や「ふさわしい反応 (fitting attitude) 理論」も、アイデアの一部を共有するが、前者は自然主義的實在論であり、後者は頑健な實在論とも表出主義とも繋がる別の流れと考えています。
8. Shafer-Randau (2006) が、いかにも「哲学者」らしいことを言っています。「倫理学は哲学の一分野であるという事実がわれわれが目ざると、非自然主義的徳的實在論のもっともらしさは大いに高まる。哲学は自然科学ではない。基礎的で基本となる哲学的原理は本性的に實在的である。そして、中核的な倫理学的原理は哲学的原理である。こうした主張を重ねると、われわれに、基本的な倫理学的真理は實在論的に、そして非自然主義的に構想されるのが最善であると考えようといううながす優れた理由があることになる (230)。
9. Enoch と Cuneo がそれぞれに面白いことを言っています。Cuneo は、お好みの立場が偽

であると確信せざるをえなくなったら、どんな立場を取るを考えてみるのがよいとして、自身の「定言的な道徳的理由の存在を受け入れる」「頑健な実在論(robust realism)」が誤りであると確信したら、道徳に関する自然主義的実在論を受け入れる、と言う。「実在論」という点で一貫していることになります。対照的に Enoch は、「哲学においては結論ではなく議論が重要である」ということを強調し、自らの議論が失敗しているならば、実在論を支持する別の議論を探るよりも、むしろ、実在論を捨てるといふ深い姿勢を仄めかしています。

- 10 「共犯者(partner in crime)論法」と呼ばれる議論です。例えば、「実在論者が主張する道徳の規範性が、Mackie(1977)らが指摘したように奇妙であるというなら、他の立場の主張する道徳的な規範性、それどころか他の領域の規範性も奇妙であることになる」と論ずる議論です(Bedoke)。「規範的な事実」と「規範的ではない事実」の関連について、「自然主義的非還元主義的実在論」と「反自然主義的で頑健でない非還元主義的実在論」、そして、「自然主義的反実在論」と「反自然主義的で頑健な非還元主義的実在論」とは、「どっちもどっちである」ように思う、ということです。
- 11 「妄想」の場合は微妙です。「妄想している人は信じている」と認められる限り、信念機能の「機能不全」であると考えてよいと考えますが、その程度によっては、信念機能とは認められない場合もあるように思われます。
- 12 信念の形成過程を考えるならば、それぞれにもっともな形成過程を経て形成された信念が「矛盾してしまう」ということは、ありうることであると思われます。そうした信念を持つてしまった人について、直ちに「非合理性」を帰属はしないでしよう。とはいえ、「矛盾している」ことを指摘された後でも、単に「どちらを放棄するかについて迷っている」というだけでなく、両方を維持しようとするならば、非合理性が帰属されるでしょう。もっともこの点についても、希望的観測(wishful thinking)や自己欺瞞(self deception)のような厄介な問題もありますが、ここでは確認するだけにしましょう。
- 13 実現不可能である(と考えている)ことを意図することは、(そもそも許されていないだけでなく)できないし、同様にして、両立できないことを同時に意図することもできない。意図の規範性に関しては、Bratmanを参照。
- 14 ある対象について、異なった概念のもとに把握することがあります。異なった概念のもとに把握されることから異なった性質であることは帰結しません。外延を同じくする場合には、一方が他方へ還元しえないことを示さなければならないこととなります。「何らかの概念が何らかの性質を指示している」と論ずることは、そのような性質を持った対象が存在することになるわけではないからです。「最初に木星に行った地球上のものである」という性質は「ボイジャー」が持っている性質であり、たしかに「実在する」といえますが、この性質を持った「人」は(今の時点では)いない。
- 15 1) 欲求、規範的事実、それともそのハイブリッド、2) 規範的事実、規範的ではない事実、あるいは理由とされる事実、3) 正当化する力、動機づける力、意志といったことが候補となるでしょう。
- 16 「理由関係」は非対称的であり、仮に外延的には同じであるとしても、逆は成り立たないと考えられています。つまり、一般的には、「理由となることがら」と「規範的であることがら」とは同一ではありえないこととなります。これはプラトンの『エウテプロン』以来の論点です。Parfitのような論者は、「原初的に理由であるようなことがらは規範的なことがらではない」と論ずることとなります。そして、そうであれば、その点についても私は同意することとなります。
- 17 「よしあし」に関わる評価的(evaluative)な規範性と「正不正」「べし」に関わる義務論的

- (deontological)な規範を、どのように区別し、また関連づけるかについては議論がありますが、ここでは立ち入りません。
18. 規範性と「権威」とを強く結びつけすぎると、規範は「他律」的な何かになってしまいます。多くのエチケットには(当初はともかく)理由はなく、まさに他律的な規範です。
 19. アリストテレス以来の、実践三段論法の「結論」が「行為」であるのか、それともそれに先立つ、いわば「意図」であるのかという問題、そして「アクラシア」の問題とも関わっていますが、この点も指摘するだけにとどめます。
 20. Brinkなどに代表される「非還元的自然主義」と Shafer-Landau (2003)の違いは微妙であり、規範的事実の存在論的身分を *sui generis* であるとしない限り、後者は、必ずしも「反自然主義」と理解されなければならないわけではないからです。
 21. Wedgwoodの言うような意味で、「志向的であることは抜きがたく規範的なことである」ならば、規範性は還元されないが、それでも、志向性による把握は、因果性による把握と矛盾せず、そして、内的に整合的であることは求められるでしょう。
 22. Parfittの区別にしたがえば、「規範的な意義を伴う事実(with normative significance)」ではあるが、「規範的な事実」ではないことになります。また、これらと「規範的な意義に関わる事実(about normative significance)」を区別しておくのもよいかもかもしれません。実在論者の立場からは、それぞれ、例としては、「焼けた鉄板の上に乗せられた猫が苦しむという事実」、「焼けた鉄板の上に猫を乗せることが悪いという事実」、そして「焼けた鉄板の上に乗せられた猫が苦しむという事実が、焼けた鉄板の上に猫を乗せるべきではないこととの理由となるという事実」や「焼けた鉄板の上に猫を乗せることが悪いという事実が、焼けた鉄板の上に猫を乗せるべきではないこととの理由となるという事実」ということになります。
 23. 「味方する」仕方には、認知的、道具的、内的、外的な仕方があり、そして、道徳における理由が特殊であれば、特殊な仕方があることになる？
 24. 付随性をどのように理解するかについては議論がありますが、さしあたりは、Mooreなどが論じた、道徳的性質は自然的性質に還元されはしないが、依存しており「必然的共変(necessary covariation)」関係にあるとする考え方、そして、道徳的性質の存在にコミットしない場合には「述語帰属」に関する関係として理解しておきます。付随性を認めない立場もありえませんが、野放図な二元論に至るように思われます。
 25. 再び、Mooreのいわゆる「オープン・クエスチョン」です。実は、私の立場は、付随性を認めるはするが、具体的な「善悪」の付随のあり方は、われわれのような生き物と、別の種類の生き物においては「異なってよい」という意味では「相対主義」であることを認めます。そして、こうした立場は、ここでは論じきれませんが、成立するのが弱い付随性だけであるならばBlackburn (1998)の批判があてはまり、強い付随性を認めれば結局は(非還元主義的)物理主義に至り、「隙間」を閉じてしまうことにならざるをえないのではないかという批判を回避することができると思います。
 26. 「カテゴリーカルに異なるわけではない」と論ずる余地はあります。実は、心身問題なども、「常識」はカテゴリーカルに異なっているとは考えていないように思います。そして素朴に思われるでしょうが、最終的には、「カテゴリーカルに異なってはいない」として解決されると考えています。とはいえ、いわゆる「哲学」の仕事は、まずは「カテゴリーカルに異なる」としたうえで、実はそうではないということに「導く」ことにあるのだろうとも思います。
 27. 「トークン同一性」は、私は受け入れるが、分かったようで、よくよく考えるとよく分からない物理主義を守るための「ドグマ」のようにも思っています。逆に言えば、頑健

な実在論は、この同一性を否定しなければならないことになります。

- ²⁸「水がH₂Oである」世界においては、「水がXYZである」ことはない、つまり「混合世界 (mixed world)」はないが、倫理的なことがらに関しては、記述的には同じ事態が、ローカルには別様に評価されること、またその逆がありうると考えている、ということですから。もちろん、内的に整合的であり、その限りでの付随性を満たしていなければなりません。

文献

(私を悩ませたり、興奮させたりしている著作から、言及した論文、そして単行本として出版されているものを挙げます)

Anscombe, G.E.M., *Intention*, 2nd ed. Cornell U.P. (1963)

Bedke, M., "Might All Normativity Be Queer?" *Australasian Journal of Philosophy*, vol.88, pp. 41–58. (2010)

Blackburn, S., *Ruling Passions*, Oxford U.P. (1998).

Blackburn, S., "Truth, Beauty and Goodness", *Oxford Studies in Metaethics* Vol. 5, pp. 295–314. (2010)

Bratman, M., *Structures of Agency*, Oxford U.P. (2007).

Brink, D., *Moral Realism and the Foundations of Ethics*, Cambridge U.P. (1989)

Chalmers, D., "Strong and Weak Emergence", in (eds) Clayton, P., & Davies, P., *The Re-emergence of Emergence*, Oxford U.P., pp. 244–254. (2006)

Copp, D., *Morality in a Natural World*, Cambridge U.P. (2007)

Cuneo, T. "Moral Naturalism and Categorical Reasons", in (eds) Nuccetelli, S., & Seay, G., *Ethical Naturalism*, Cambridge U.P., pp. 110–130. (2012)

Dancy, J., *Ethics without Principles*, Oxford U.P. (2006)

Enoch, D., *Taking Morality Seriously*, Oxford U.P. (2011)

Finlay, S., Four Faces of Moral Realism, *Philosophy Compass* 2, pp1–26. (2007)

FritzPatrick, W., "Robust Ethical Realism, Non-Naturalism and Normativity", *Oxford Studies in Metaethics* Vol. 3, pp. 159–206. (2008)

Gibbard, A., *Wise Choice and, Apt Feelings: A Theory of Normative Judgment*. Harvard U.P. (1990)

Hampton, J., *The Authority of Reason*, Cambridge U.P. (1998).

- Harman,G., “Naturalism in Moral Philosophy” in (eds)Nuccetelli,S.,& Seay,G., *Ethical Naturalism*, Cambridge U.P., pp. 8–23. (2012)
- Klagge,J., Supervenience: Ontological and Ascriptive, *Australasian Journal of Philosophy*, vol.66, pp. 461–470. (1988)
- Korsgaard, K., *The Constitution of Agency*, Oxford U.P. (2008)
- Mackie,J., *The Cement of the Universe*, Oxford U.P. (1974)
- Mackie,J., *Ethics: Inventing Right and Wrong*, Penguin Books. (1977)
- McDowell,J., *Mind, Values, & Reality*, Harvard U.P. (1998).
- Miller, A., *An Introduction to Contemporary Metaethics*, Polity. (2003)
- Miller,C., “The Conditions of Moral Realism”, *The Journal of Philosophical Reserch*,34, pp. 123–155. (2009).
- Parfit, D., *On What Matters*, 2vol.Oxford U.P. (2011)
- Peacocke, C., *The Realm of Reason*, Oxford U.P. (2004)
- Platts,M., “Moral Reality and the Endo of Desire”, in (ed) Platts,M., *Reference, Truth and Reality: Essays on the Philosophy of Language*, Routledge & Kegsn Paul, pp. 69–83. (1980)
- Putnam,H., *Ethics Without Ontology*. Harvard University Press, (2002).
- Raz, J., *Engaging Reason*, Oxford U.P. (1999)
- Safer-Landau ,R., *Moral Realism: A Defsnce*, Oxford U.P., (2003) .
- Safer-Landau, R., “Ethics as Philosophy,” in (eds)Horgan,T. & Timmons,M., *Metaethics after Moore* ,Oxford U.P., pp. 209–232 (2006) .
- Sayre-McCord, G., *Essays on Moral Realism*, Cornell U.P. (1988)
- Scanlon,T., *What We Owe to Each Other.*, Harvard U.P. (1998)
- Smith,M., *Ethics and The A Priori*,Cambridge U.P. (2004) .
- Street, S., “What is Constructivism in Ethics and Metaethics?”, *Philosophy Compass* 5, pp. 363–84. (2010)
- Thompson,J. ,*Normativity*, Open Court, (2008) .
- Timmons,M., *Morality without Foundations: A Defence of Ethical Contextualism*,Oxford U.P. (1999) .
- Wedgwood, R., *The Nature of Normativity*, Oxford U.P. (2007)
- Wright, C., *Truth and Objectivity*, Harvard U.P. (1992)